

財産の減額譲渡について

障がい者の日常生活の場を確保し，障がい者の福祉の向上を図るため，別記のとおり財産を減額譲渡する。よって，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により，議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

記

1 財産の表示

建物 (市営宮ノ下住宅 4棟)

所在	伊丹市北本町2丁目 79番地	伊丹市北本町2丁目 79番地, 78番地
家屋番号	79番の2 79番の3 79番の5	79番の4
種類	共同住宅	
構造	軽量鉄骨造スレートぶき2階建	
床面積/棟	1階 63.55㎡ 2階 48.93㎡	

2 譲渡の相手方

住所 伊丹市北園1丁目19番1

名称 社会福祉法人ヘルプ協会

代表者 理事長 細岡 雄二

3 譲渡金額

400,000円

4 譲渡の条件

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第17項に規定する共同生活援助に供すること。

(参考)

1 財産の鑑定評価額

1,090,000円

2 譲渡期日

令和3年4月1日